

2022年7月14日

リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 石崎 泰哲
同 山本 晃久
同 瀬川 堅心

回 答 及 び 質 問 状 (6)

前略 当職らは、6月27日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した同日付け「回答書（4）」（以下「回答書（4）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、ご質問いただいた各事項についてご回答すると共に、以下の事項について貴職らによるご回答を求めます。

また、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表することがあり得る点につき、予めご承知おきください。当社といたしましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しており、貴職らからも、7月14日付け「要望書」で回答書（4）の当社ホームページでの開示を要請いただいております。このような公表についてはご了承いただいていると理解しております。

1 貴社の法令遵守状況について

当社からお送りした質問状（3）に記載したとおり、当社において過去に他の大株主に対して法令違反の有無に関する同様の質問をしたことはございませんが、それは本件のように法定開示書類の適法性に関して

疑念のある当社株式に係る大量買集めが過去に行われたことがなかったためにすぎません。また、当社からお送りした質問状（５）に記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示するべき要請は極めて強いものであります。さらに、貴社は当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としていることから、貴社が上記の必要な情報を開示するべき要請はより一層強いものになっています。決算公告の懈怠を指摘したのは、法令違反であることもさることながら、本来、決算公告義務の下では、一定の財務情報の開示がなされるべきであるにも拘わらず、貴社が財務内容についてご回答を拒否されたためでもあります。

以上のとおり、（当社の筆頭株主かつ主要株主であり、当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としている）貴社の実態を適切に理解することが、当社の株主その他の投資家が当社の株式に対する投資判断を行うにあたっては必要不可欠であるものと考えられることから、貴社の法令遵守状況や財務内容についてご開示を求めたという経緯をご理解いただき、貴社の実態について当社の株主その他の投資家が適切に理解・判断できるように、特に重要な情報であります貴社の財務内容については早急にご開示いただけますよう、改めてお願いいたします。なお、貴社が決算公告義務を懈怠していることは措いておくにしても、株式会社である貴社においては、各事業年度の計算書類は当然に作成しているものと理解しておりますので、財務内容の開示については特段お時間を要することなくご対応いただけるものと拝察しております。

２ 外部専門家への委嘱について

２０２２年６月２９日に開催されました当社の第６１期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）中の質疑応答におきましても、当社及び当職らの間で締結されております委嘱契約の内容につきましては、株主様より質問を頂戴いたしました。貴社の代表取締役の尾端様も本総会にご出席いただいております。当社による説明後、尾端様を含むご出席の株主の皆様より追加のご質問やご意見等はございませんでしたので、当社によるご回答の内容については貴社はご存じであり、かつ、貴社をはじめとする株主の皆様にご理解いただけたと考えておりますが、念のため、再度、本書面においてもご回答いたします。

当社の中長期的な企業価値や株主の皆様の共同利益を確保するためには、適切な経験を有する外部専門家よりアドバイスを受けることが不可欠であることから、当社は、当社及び当職らの間で締結されております委嘱契約に係る費用は必要な費用であると認識しております。当該委嘱契約は、複数の株主様による当社の株式の大量買集めに対する対応をその目的としているところ、こちらは現在進行中の案件であり、具体的な費用につきましては、支払総額、支払時期等がまだ確定しておりませんので、現時点で具体的な費用について開示することは想定しておりません。もっとも、質問状（５）にも記載したとおり、当然のことながら、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行って参る所存でございます。

3 当社の中期経営計画の開示について

当社からお送りした質問状（５）にも記載したとおり、当社は中期経営計画の策定は行っているものの、その詳細は公表しておりませんでした。その概要は事業報告の対処すべき課題においてお示ししており、今後は当社の株主その他の投資家の皆様に向けても中期経営計画の詳細の開示を行うことを検討しております。

引き続き、当社において中期経営計画の詳細の開示について検討を続けた結果、適切な時期に適切な方法において当社の株主その他の投資家の皆様に向けて中期経営計画の詳細を開示することを決定しておりますので、ご連絡申し上げます。具体的な開示の日時や方法については、現在、並行して検討中でございます。

4 その他のご質問事項について

当社からお送りした質問状（５）にも記載したとおり、当社においては、登記・プレスリリース等の公開情報や各種報道記事によって、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社について、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報収集を進めており、そのように収集した情報も踏まえて、懸念すべき事項については、慎重を期すべく、報道を引用した上で、その真偽について（当該報道に対して貴社がとったアクションも含め）、逐一貴社に確認させていただいております。貴社が回答書（４）にて質問しております「Access Journal」の信用性については、当社が回答すべき立場にはないものと理解しております。

雑誌記者への情報リーク、２０２２年の業績予測の算定根拠については、本総会中の質疑応答におきまして、２０２２年３月期連結業績の実績が業績予測を下回る結果となった理由については、本総会中の質疑応答に加えて質問状（５）におきましても、ご回答申し上げます。

また、当社は、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、適時・適切に開示しており、これからも引き続き適時・適切に開示をする所存です。

5 当社からの追加の質問事項について

（１）合同会社STAND UP GROUPの資金原資について

①貴社が２０２２年４月１５日に提出した大量保有報告書の変更報告書NO. 2によれば、貴社は、当社株式の取得資金の全額（７億１７９４万円）を合同会社STAND UP GROUPから借り入れております。また、質問状（４）でも指摘したとおり、②株式会社アジアゲートホールディングス（以下「アジアゲートHD」といいます。）が布山氏に対するNC MAX WORLD株式の代金の資金を調達するために、

2022年1月14日を払込期日として、[REDACTED] 及びアクセスアジア株式会社を割当先として第三者割当増資を行っているところ、当該払込日の直後である同年1月28日に、[REDACTED] は、当該第三者割当増資により取得したアジアゲートHD株式を、貴社代表者が同じく代表者を務めるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワンHD」といいます。）及び合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）に対して譲り渡しており、プラスワンHDからは4億1860万円が、中山勇介氏からは4億5592万円が、笹澤知夫氏からは3億8853万円がそれぞれ[REDACTED] に支払われています。この①及び②の資金原資について、貴社でお分かりになる範囲で差し支えありませんのでご説明ください。

（2）プラスワンHD代表者でもある貴社代表者と合同会社STAND UP GROUP代表社員の中山勇介氏・笹澤知夫氏との関係について

こちらも質問状（4）で指摘したとおり、プラスワンHDは、貴社と同所に所在し、貴社代表者と同一人が代表者を兼ねる会社である上に、株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターボリナックスHD株式会社。以下「FHT HD」といいます。）の2013年12月27日付けプレスリリース「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」によれば、貴社代表者が100%株主であると拝察されるところです。上記（1）のとおり、（貴社代表者が100%株主である）プラスワンHDと中山氏及び笹澤氏は同時にアジアゲートHD株式の譲渡を受けていることに加えて、今回貴社は中山氏及び笹澤氏が代表社員を務める合同会社STAND UP GROUPから当社株式の取得資金の融資を受けていることから、貴社代表者乃至プラスワンHDと中山氏及び笹澤氏の間には密接な関係があるように窺われますが、貴社代表者乃至プラスワンHDと中山氏及び笹澤氏の間にはどのようなご関係があるのか、中山氏及び笹澤氏がどのような事業を行って資金を調達しているのかも含めご説明ください。

（3）村田美夏氏との関係について

ウルフ村田こと村田美夏氏は、自身のTwitterで当社株式の買いを煽っていたところ、村田氏のセミナーを主催していた林宣彦氏は、当社株主として、貴社代表者も出席された本総会に出席され、ご自身は関係図に掲載されていないにも拘わらず、関係図の恣意性や信憑性について繰り返し質問をされました。この点に関し、①貴社代表者とウルフ村田こと村田美夏氏の間にご面識はあるのか、②当社株式の取得に関してウルフ村田こと村田美夏氏との間で何らかの会話されたことはあるのか、ご説明ください。

（4）重要提案行為の内容について

貴社の「重要提案行為」について依然としてその内容をご説明いただけておりませんが、こちらも質問状（4）で指摘したとおり、貴社代表者がこれまでに関与した重要提案行為として、自らが代表者で唯一の株主と考えられるプラスワンHDを通じて、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して

自らを取締役に選任することを含めた臨時株主総会招集請求を行い、その結果、2021年11月26日付け臨時株主総会においてアサヒ衛陶の取締役の入れ替えを実現し、同日付けでアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任したにも拘らず（なお、同日付けで星野和也氏も代表取締役会長に就任しておられます。）、それから僅か2か月程度しか経過していない翌年1月19日付けで代表取締役社長を辞任（取締役についても同年2月25日付けで任期満了により僅か3か月で退任）した、という事例があります。

貴社の回答書（4）によれば、「同社と貴社とでは当然、個々の事情が異なりますので、そもそも回答の必要性がないご質問であると考えますし、他社に関する事象でありますので当社の立場からは回答いたしかねます」とのことですが、当社に対してガバナンス改革を要求される以上は、当然ご自身の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについても説明責任がありますので、改めてご説明ください。また、アサヒ衛陶と当社はその事業内容も大きく異なりますし、貴社代表者のご経歴からしても、これまでは当社事業類似の事業に関与されたご経験がないように見受けられますが、それにも拘わらず当社株式を10%以上も大量に買い集め、「重要提案行為」を企図するに至った理由も併せてご説明ください。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛としていただけますようお願いいたします。

草々